

論文

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その2）

白 峰 旬

【要 旨】

慶長3年8月の豊臣秀吉の死去以降、五大老（徳川家康・前田利家〔利家死去後は前田利長〕・毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）・五奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家・浅野長政）の集団指導体制によって政権運営がおこなわれたことは周知である。これまでの研究史では、五大老・五奉行について日本側史料をもとに考察されてきたが、本稿では『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載を検討することにより、新しい視点を提示しようと試みるものである。

【キーワード】

イエズス会、五大老・五奉行、石田三成、徳川家康、毛利輝元

※拙稿「『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その1）」（『別府大学紀要』56号、別府大学、2015年）より続く。

3. 秀吉による五大老・五奉行制の創出—秀吉死去後の集団指導体制について—

通説では、慶長3年8月に秀吉が死去した後、五大老・五奉行による集団指導体制で豊臣政権が運営された、としているが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では秀吉死去後の豊臣政権での指導体制をどのようにとらえているのか、について以下に検討したい。

秀吉が死去の直前におこなった家康への対応として、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には次のように記されている。

〔史料1〕（I-3、105～106頁）

太閤様（引用者注：秀吉）は、自分（引用者注：の死去）後、六歳になる息子（引用者注：秀頼）を王国（引用者注：豊臣公儀）の後継者として残す（引用者注：措置）について考えを纏めあげた。太閤様（引用者注：秀吉）は、関東の大名で八ヶ国を領有し、日本中でもっとも有力、かつ戦さにおいてはきわめて勇敢な武将であり、貴顕の生まれで、民衆にももっとも信頼され

ている家康だけが、日本の政権を篡奪^{さんだつ}しようと思えば、それができる人物であることに思いを致し、この大名（引用者注：家康）に非常な好意を示して、自分（引用者注：秀吉）と固い契りを結ばせようと決心して、彼（引用者注：家康）が忠節を誓約せずにはおれぬようにした。

すなわち太閤様（引用者注：秀吉）は、居並ぶ重立った諸侯の前で、その大名（引用者注：家康）を傍らに召して、次のように語った。「(中略) 予（引用者注：秀吉）は息子（引用者注：秀頼）とともに日本全土の統治を今や貴殿（引用者注：家康）の掌中に委ねることにするが、貴殿は、予の息子（引用者注：秀頼）が統治の任に堪える年齢に達したならば、かならずやその政権を息子（引用者注：秀頼）に返してくれるものと期待している。(中略)」と。(下線引用者)

このように、秀頼後継体制の行く末を危惧した秀吉は、自分の死後に家康が政権を篡奪しないように、諸大名の前で、家康に一旦政権運営を委ねるものの、秀頼が政治運営ができる年齢に達した時には、政権を秀頼に返上することを命じたのである。このことは、家康の政治的野心を封殺するため、豊臣政権内に取り込むと同時に、秀頼後継体制に対する重い責任を家康に負わせたことを意味した。このため、家康は「王子（引用者注：秀頼）への主権（引用者注：の移行）が安泰たるよう、その後見人」（I-3、107頁）になったのである。

〔史料2〕（I-3、107頁）

太閤様（引用者注：秀吉）はその後、四奉行に五番目の奉行として浅野弾正（引用者注：浅野長政）を加え、一同の筆頭とした。次いで、太閤様（引用者注：秀吉）は、奉行一同が家康を目上に仰ぐよう、また主君（引用者注：秀頼）が時至れば日本の国王に就任できるよう配慮すべきこと、すべての大名や廷臣を現職に留め、自分が公布した法令を何ら変革することなきようにと命じた。(下線引用者)

この記載からは、五奉行が成立したのは慶長3年の秀吉の死去直前の時期であったことがわかる(秀吉の死去は慶長3年8月18日であるからその直前の時期ということになる)。ここで「四奉行」と記載されていることは、この時点まで五奉行は存在せず、四奉行として機能していたことを示している。上述したように、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容から、前年の慶長2年の時点で四奉行の職制は成立していたことがわかる。この四奉行に浅野長政を新たに加えるように秀吉が命じたことによって五奉行が成立したことになる(逆に言えば、それまでの四奉行に浅野長政は含まれていなかったことがわかる)。つまり、同時に五人の奉行が選ばれて五奉行が成立したのではなく、それまで機能していた四奉行に浅野長政が加わって五奉行になったのである。換言すれば、五奉行というのは、浅野長政が最後に秀吉によって加えられたので、もともとは四奉行がノーマルな形だったと考えられる。

浅野長政がこれまで四奉行に含まれなかったのは、上述したように、慶長元年に政敵によって政治的陰謀に陥れられて、秀吉からの信頼を失ったことによると考えられる。ところが、今回、秀吉の命によって、浅野長政が奉行に加わり、五奉行の筆頭になったということは、長政が政治的に完全に復権したことを意味している。

そして、秀吉は五奉行に対して、「主君」である秀頼が一定の時期になれば「日本の国王」に就任できるように尽力することを命じた。このことからすると、五奉行にとっての「主君」は秀頼であり、五奉行にとっての第一義の役目は「主君」である秀頼を「日本の国王」に就任させることであった。その意味では、五奉行が家康を目上に仰ぐことはあくまで副次的な事項であったと言えよう。よって、家康が政治的野心を露骨にあらわした政治行動をとった場合は、五奉行が家康と対立することは十分想定できたのである。

〔史料3〕（I-3、118～119頁）

彼（引用者注：秀吉）は日本人の間でもっとも権力をもった八ヶ国の国主家康の孫娘を自らの息子（引用者注：秀頼）と結婚させて、家康に主君（引用者注：秀頼）の後見役と、日本国全土の統治を任せ、その同僚として四名の重立った家老を与えた。彼（引用者注：秀吉）はこうすることによって多くの者がこの榮譽に参画し、国家を統治する権力においては同等のようにして互いに平和を保つようにした。（中略）しかし彼（引用者注：秀吉）は、五大老の権力が強すぎはしないかと疑問を抱き、彼が大なる榮譽へ抜擢した寵臣たちの中から、五（引用者注：名）を選んだ。（引用者注：この五名）は主君なる己が息子（引用者注：秀頼）のことを特別に面倒を見てやり、また家族（引用者注：豊臣家）のことや、さらには日本全土のことを司って、重要な事項のすべてを家康とその四名の同僚に報告させることにした。それゆえ後者の五（引用者注：名）が、日本国の統治者としての榮譽ある称号と名前を得ていた。しかし誰よりも太閤様（引用者注：秀吉）の寵愛を得ていた家康が頭となっていた後者（引用者注：前者カ）の五（引用者注：名）が国家全体の鍵を掌握し、統治権を司っていた。

太閤様（引用者注：秀吉）の薨去後、これら十名の統治者たちは心の大きい一致をもって〔そのように多くの人々には思われた〕、彼らが故人（引用者注：秀吉）に対してなした誓約を果たそうと気遣い、故人のすべての訓戒が遵守されるよう定め、また彼らは臨終者（引用者注：秀吉）の遺言の誓詞の各条項を理解して、（引用者注：秀吉）自身が望んでいた結果に到るようにしようと定めた。（下線引用者）

この記載は、いわゆる五大老・五奉行の権限や職務の内容を知るうえで重要であり、五大老・五奉行のスキームや権限・職務について決定したのは死去直前の秀吉であったことがわかる。そして、秀吉死去後の主君は秀頼であって、秀吉死去後は主君である秀頼を中心に国家運営をおこなうことを想定し、そのサポートをどのようにおこなうのかを具体的に決めたのが、この記載内容なのである。

この記載で注意すべき点は、「五大老」という記載が一箇所出てくるだけで、あとは「四名」とか「五（名）」というように人数の記載しかなく、「五奉行」という記載もない点であるが、以下では便宜上、五大老・五奉行という用語を使用して検討したい。

五大老については、①家康が主君である秀頼の後見役になる、②家康は日本国全土の統治を任せられる、③家康のほかに「四名の重立った家老」（ここでは4名の具体的名前の記載はない）も就

任する、④この5名は、国家を統治する権力においては同等であった(つまり、国家統治権について家康の権力だけを突出させることを秀吉は当初から意図していなかった)、⑤「国家全体の鍵」を掌握し、統治権を司っていた、ということがわかる。

五奉行については、①五大老の権力が強すぎることを危惧した秀吉が側近の中から5名を選んだ、②よって、五奉行は五大老の権力拡大を規制(抑止)するストッパー的役目を担っていたことになり、成立した順番としては五大老が先に成立して、そのあとに五奉行が成立したことになる、③主君である秀頼について「特別に面倒」を見て、豊臣家の家政にも関与する、④日本全土のことについて司り⁽²⁸⁾、重要事項はすべて五大老(家康と4名の同僚)に報告する、⑤よって、日本国の統治者として、「榮譽ある称号と名前」を得ていた、ということがわかる。

こうした点をまとめたうえで検討すると、五大老・五奉行ともに国家の統治に関与している、ということや、五奉行は五大老の上意下達機関ではなく、五奉行が重要事項をすべて五大老に報告するくらいの関係でしかないことがわかる。また、五大老を牽制する目的で秀吉が五奉行を任命したことからすると、五大老と五奉行は基本的に同格であり、五大老・五奉行の10名は同様の立場から国家全体の統治に関与した、と見なすことができよう。よって、五大老と五奉行を区別することなく、「これら十名の統治者たち」というように10名(五大老・五奉行)をひとくくりにして記載している、と考えられる。

五奉行が国家統治に関与していた点については、慶長4年(1599)の時点で「日本国の統治者である治部少輔(引用者注:石田三成)と浅野弾正(引用者注:浅野長政)[彼らは(引用者注:五大老・五奉行の)十名の中にあり、身分の高い者である]」(下線引用者)、(I-3、120頁)と記載されていて、五奉行の石田三成と浅野長政を「日本国の統治者」としていることから理解できる。また、五大老・五奉行を区別することなく「十名」と記載されており、10名としてひとくくりしている点に注意したい。

その後、五奉行内では、石田三成と浅野長政が対立し、この対立が他の諸大名を巻き込んで両派の大規模な対立に発展した(I-3、121~122頁)。また、石田三成が家康に対して「国家の統治にあたってひどく権力を我がものにしており、また天下の支配権を獲得する魂胆の明白な兆候を示している」(下線引用者)、(I-3、122頁)として公然と非難した。このことは、国家統治について五大老(家康)だけでなく、五奉行(石田三成)も同格で関与したことを示す出来事であると言える。

そして、その後の時期において、石田三成派から離脱した諸大名の数が増大すると、家康の権力が強大になり、今度は家康が圧力をかけて石田三成が失脚(佐和山城への蟄居)することになったが、その際、「今後は国家統治の任を離れ」(下線引用者)、(I-3、123頁)と記載されている。このことは、逆に言えば、それまで石田三成が「国家統治の任」にあっていたことを明白に示している。

石田三成が失脚した際に、小西行長は石田三成に同調したが、その政治的スタンスについて「この派(引用者注:石田三成・小西行長派)は、太閤様(引用者注:秀吉)が制定した統治の秩序が、

取り繕われた所として（引用者注：整えられて、という意味か？）存続するために活動している」（I-3、123頁）と記載されていることから、豊臣秀頼後継体制を護持しようとする石田三成と、その体制を突き崩そうとする家康の対立軸ととらえることができる。

五大老内の状況として「国の統治において、家康の同僚であった四大老は、家康自身が日本国全土の支配を手に取めて国家の相続権を自らのもとに留めておきほしくないかと、このことを極力警戒した」（I-3、125頁）と記載されていて、家康の政治的野心を警戒する四大老と家康との対立があらわれていた。

このように、秀吉死後の五大老・五奉行による集団指導体制は時間が経過するにつれ、五奉行内での対立、五大老内での対立、家康と石田三成との対立などが現出して、破綻する兆候を見せ始めていた。

〔史料4〕（I-3、146頁）

日本国のすべての諸侯は太閤様（引用者注：秀吉）に非常な恩義を受け、そしてまた現在七歳の彼の嗣子（引用者注：秀頼）のために、国家を保持するため驚くほど心配しているので、家康が太閤様（引用者注：秀吉）の遺命によってすべてを統治している限りは、彼らは家康に快く服従するだろうからである。しかしもし彼（引用者注：家康）が専主（引用者注：専制君主という意味か？）の地位を獲得しようと努め、皆が彼一人に抵抗したとしたら、このために日本国全土は非常に苛酷な戦さによって燃え上がるであろう。（下線引用者）

この記載からは、諸大名は秀吉の後継者である秀頼を中心に国家を保持していくことに従っており、家康が秀吉の遺命によって、秀頼を補佐して統治することを認めてはいるが、家康が秀頼を排除して国家の最高権力を掌握しようとするれば、諸大名は家康に抵抗して日本全土で戦争がおこる可能性が危惧されたことがわかる。この記載は当時（慶長4年）の政治状況を的確にとらえており、このことはやがて翌年（慶長5年）の関ヶ原の戦いに至る政治状況・軍事状況において現実の問題となるのである。この記載では、家康の政治的野心が、秀吉死後の五大老・五奉行による集団指導体制を破綻させる、と想定している点が注目される。

おわりに

通説では、関ヶ原の戦いにおける対立の構図は徳川家康VS石田三成という視点から述べられることが多いが⁽²⁹⁾、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容をもとに検討すると、以下のような指摘ができる。

秀吉の死去（慶長3年8月）直前～関ヶ原の戦い（慶長5年9月）に至る時期における「奉行」（五大老・五奉行、反家康の二大老・四奉行などを指す）等に関する記載をまとめたものが表1である。表1を見ると、関ヶ原の戦いに至る政治闘争・武力闘争（関ヶ原の戦いを含む）の過程において家康と敵対したのは「諸奉行」（I-3、249頁など）であって、家康が石田三成一人と対立し

たとする記載は一例もない。家康と敵対した「諸奉行」とは反家康の二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・四奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長東正家）を指し⁽³⁰⁾、家康と敵対したのが「諸奉行」或いは「奉行たち」などというように複数形になっている点は重要である⁽³¹⁾。つまり、このことは対立軸として考えた場合、家康が石田三成一人と対立したのではないことを意味する。

特に、家康と敵対したのは「日本国全土の奉行」（I-3、305頁）、「日本国の奉行たち」（I-3、330頁）、「日本の奉行側の軍」（I-3、335頁）、「国家の奉行たち」（I-3、306頁）などと記載されていて、あきらかに体制側、政権側であることを示している。つまり、「自分（引用者注：秀吉）が決めた日本国の奉行たち」（I-3、331頁）という記載からわかるように、家康と敵対した「日本国の奉行たち」は豊臣政権の正統な後継者たち（豊臣公儀の正統な政権である石田・毛利連合政権）であったことがわかる。

逆に言えば、この時点で家康は政権側ではなかったことを明確に示しており、このことは「重立った奉行（引用者注：毛利輝元、宇喜多秀家）、および大坂にいた三名の奉行（引用者注：増田長盛、長東正家、前田玄以）も彼らと合流し、彼らと一致団結し、内府様（引用者注：家康）に敵対する立場を明らかにして内府様（引用者注：家康）を政治から放逐した」（下線引用者）、（I-3、242頁）、「日本国全土の奉行であった諸侯は、〔年報で報告したように〕、内府様（引用者注：家康）（中略）に対する同盟を互いに結び（中略）共同の敵（引用者注：家康）に対しては国家のすべての政務から閉め出して（後略）」（下線引用者）、（I-3、305～306頁）という記載からあきらかなように、家康は公儀から排除されていたのである。

このように関ヶ原の戦いの対立軸を理解することが必要であり、徳川家康VS石田三成という対立軸は、江戸時代に入って関ヶ原の戦いの対立軸を矮小化することを意図した徳川史観（徳川家〔江戸幕府〕による政治支配が歴史的に見て正統なものであるとする後付けの歴史観）による歪曲された理解であると見なすべきであろう。

家康と対立した「諸奉行」（反家康の二大老・四奉行）の政治的スタンスについては、「彼ら（引用者注：「奉行たち」〔反家康の二大老・四奉行〕）は（中略）いつまでも太閤様（引用者注：秀吉）の掟を守ろうと誓っていた」（I-3、285頁）、「日本国の奉行たち（中略）彼らは、太閤様（引用者注：秀吉）から受け取った訓戒が、すべての人々によって世々に遵守されるべく心掛けるよう誓詞をもって義務づけた」（I-3、331頁）、「彼（引用者注：秀吉）は己が諸々の掟によって、日本国の奉行たちに対して、或る決まった支配の形式を課して、それからは爪先ほども背くことのないようにした」（I-3、331頁）と記載されていることから、秀吉の政治方針を徹底して遵守しようとしたことがわかる。

「諸奉行」（反家康の二大老・四奉行）が家康を豊臣公儀から放逐して、家康に対して戦争を仕掛けたことは、「奉行たちは薨去した太閤様（引用者注：秀吉）とその息子（引用者注：秀頼）を護るために、生命と財産を危険にさらすことを躊躇しなかった」（I-3、331頁）という記載から、秀頼後継体制を堅持するため、政敵の家康に対して命懸けで戦いを挑んだことがわかる。

しかし、関ヶ原の戦い後、家康は「太閤様（引用者注：秀吉）によって定められた支配の形式を変更して、日本国全土の最高の支配権を握って（後略）」（下線引用者）、（I-3、330～331頁）と記載されているように、この方針は遵守されなくなったのであり、このことは秀頼後継体制が維持されなくなる危険が含まれていた。

五大老・五奉行は、「太閤様が自らの死に際して残した十名の奉行たち」（I-3、285頁）であったが、この五大老・五奉行のスキームについて、あらためてまとめておくと、①五大老・五奉行（「十名の奉行たち」）のスキームは秀吉が死去の直前に決定した、②五大老はそれまで（秀吉の死去の直前まで）は職制としては存在しなかった、③五奉行はそれまで（秀吉の死去の直前まで）に職制として存在していた四奉行に秀吉が浅野長政を加えて五奉行にしたので、五奉行の前身の職制である四奉行の方が五大老よりも機能したのは早かった、④五奉行は五大老の権力拡大を規制（抑止）する役目を担っており、成立した順番としては五大老が先に成立して、そのあとに五奉行が成立した、④秀吉が決めた五大老・五奉行の第一の目的は幼君の秀頼を後見させて統治権を一時的に委任するが、秀頼が一定の年齢に達したら秀頼に政権を返上させ、秀頼を天下人（国家権力である豊臣公儀の主宰者）にするためであった、ということになる。

しかし、やがて五大老・五奉行による集団指導体制に亀裂が入って、この秀吉の意図が薄弱化していく過程で、秀頼後継体制を堅持しようとする「諸奉行」（反家康の二大老・四奉行）と政治的野心を露骨にあらわした家康との権力闘争が武力闘争に発展していくのは当然の帰結であり、結果的に関ヶ原の戦いの敗北により「諸奉行」（反家康の二大老・四奉行）の政治体制（石田・毛利連合政権）が消滅するまで権力闘争は続いたのである。

これまで通説化されてきた五大老・五奉行という呼称について再検討すると、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、五大老・五奉行と区別せずに一つの集合体（基本的には上下関係はなく対等）としてとらえて、「十名の奉行たち」（I-3、285頁）、「十名の統治者たち」（I-3、119頁）、「十名の高官」（I-3、333頁）などと記載されている点は重要である。上述のように、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）についても「奉行」と記載されている点からすると、当時、大老は五奉行と同じく「奉行」と呼称されていたことがわかる。

五大老・五奉行をあえて区別した記載の事例としては、五大老については「有力奉行」（I-3、153、168頁）、「上級奉行」（I-3、241頁）という記載があり、五奉行については「下級奉行」（I-3、168頁）という記載があるが、事例としてはこれだけしかなく、五大老・五奉行の間に上下関係が本質的に存在したことを示すものとは考え難い。

ちなみに、「年寄」という呼称（上述のように、阿部氏の論文では、五奉行は「年寄」と呼称されていたと指摘されている⁽³²⁾）については、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では記載事例は一例もない⁽³³⁾。このことは、当時の日本側の文書において「年寄」という表記は存在したが、当時一般的には五奉行は「年寄」と呼称されていなかったことを示すものであろう。

上述のように、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、五大老・五奉行と区別せずに一つ

の集合体としてとらえて、「十名の奉行たち」などと記載されていることからすると、五奉行が五大老のことを「奉行」と呼称したのは⁽³⁴⁾、別に五大老(特に家康)を蔑んだり、バカにしたりして使用したのではなく、五大老について当時普通に「奉行」と呼称されていたので、そのことがそのまま反映したと考えるべきであり、特に深い意図はなかったと見なすべきであろう。

なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、五大老について「大老」と記載した事例は「五大老」(I-3、119頁)、「家康の同僚であった四大老」(I-3、125頁)、「有力な大老たち」(I-3、155頁)の3例のみであり、それ以外は五大老について「奉行」と記載している事例が圧倒的に多い(表1参照)。この場合の「大老」という訳語の妥当性については、詳しくは原語(ラテン語)を確認して検討する必要があるが⁽³⁵⁾、当時、五大老について「大老」という呼称が一般的に使用されていて、その呼称をそのままあてはめたものではないことは確実であろう(仮に「大老」という呼称が当時広く使用されていたとすれば、その日本語の読み方が振り仮名として記されていたはずである)。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』において五大老・五奉行を一括して「奉行」と呼称していることは、同時代の呼称という点からも重要であり、五大老・五奉行は基本的には上下関係はなく対等であるということを示すものととらえられる。関ヶ原の戦いに至る経過の中で、慶長5年7月に大坂の三奉行(前田玄以・増田長盛・長束正家)が家康を弾劾する「内府ちかひの条々」を出すことが出来たのも、五大老・五奉行が基本的に対等であったという前提で考えると整合的に理解できる。仮に五奉行が五大老の単なる下部機関であったならば、三奉行が「内府ちかひの条々」を出すことは不可能だったであろう。

そもそも、五大老・五奉行を明確に区分して両者の間に権力格差があったかのように見るのは後世の見方であり、当時はそのように明確に区分する認識はされておらず、両者はともに国家の統治に関与し、基本的に同格であったことが『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載内容からは読み取ることができる⁽³⁶⁾。

後世において五大老・五奉行を明確に区分し、権力格差があったかのような見方が顕著になっていった背景としては、江戸時代、江戸幕府の治世下において、五大老(特に家康)の権限を過大視し、五奉行(特に石田三成)の権限を過少に評価する傾向が出てきたことに起因していると推測することは可能であろう。

五大老の「大老」という呼称は、江戸時代の幕府の職制における大老のイメージを想起させるものであり、五大老について検討するうえで、五奉行に比較して五大老に過度に権力が集中していたかのような誤った先入観を植え付ける危険がある⁽³⁷⁾。よって、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の記載にあるように五大老・五奉行は10人とも「奉行」である(「十名の奉行たち」、I-3、285頁⁽³⁸⁾)という前提で今後は考察すべきであろう。

そして、上述のように、五大老・五奉行は基本的には上下関係はなく対等・同格であったと考えられるので、これまで通説化されてきた五大老・五奉行という呼称についても再検討が必要である。その意味では、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では家康(I-3、153頁)、前田利長(I-3、

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における五大老・五奉行に関する記載についての考察（その2）（白峰）168頁）、上杉景勝（I-3、168頁）を「有力奉行」と記載していることから、今後、五大老については「有力奉行」、五奉行については「奉行」と呼称するのが適切であると考えられる。

[註]

- (1) 本稿で検討対象とした松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』（同朋舎出版）は、Ⅲ期5巻〈天正5～同9年〉（同朋舎出版、1992年）、Ⅲ期6巻〈天正10～同13年〉（同朋舎出版、1991年）、Ⅲ期7巻〈天正13～同16年〉（同朋舎出版、1994年）、I期1巻〈天正16～同20年〉（同朋舎出版、1987年）、I期2巻〈文禄3～慶長元年〉（同朋舎出版、1987年）、I期3巻〈慶長2～同5年〉（同朋舎出版、1988年）である。本稿において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から引用した場合は、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の各巻について、例えば、Ⅲ期5巻であれば「Ⅲ-5」のように記載した。また、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では訳者が日本語訳の際に補足した注記が（ ）内に記されているが、本稿において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から文章を引用する場合は、その訳者の注記を省略して引用し、文脈上必要な場合は、筆者（白峰）が（引用者注： ）として、独自に意味を補足した。
- (2) 五大老・五奉行に関する先行研究としては、桑田忠親「豊臣氏の五奉行制度に関する考察」（『史学雑誌』46編9号、史学会、1935年）、三鬼清一郎「五大老・五奉行制」（『日本歴史大系』3、近世、山川出版社、1988年、100～102頁）、阿部勝則「豊臣五大老・五奉行についての一考察」（『史苑』49巻2号、立教大学史学会、1989年）、阿部勝則「豊臣政権の権力構造」（『武田氏研究』10号、武田氏研究会、1993年）、堀越祐一「豊臣五大老・五奉行の実像」（『歴史読本』47巻7号、新人物往来社、2002年、174～179頁）、堀越祐一「豊臣「五大老」・「五奉行」についての再検討－その呼称に関して－」（『日本歴史』659号、吉川弘文館、2003年）、堀越祐一「知行充行状にみる豊臣「五大老」の性格」（『国学院大学紀要』48巻、国学院大学編集・発行、2010年）、堀越祐一「豊臣五大老の実像」（山本博文・堀新・曾根勇二編『豊臣政権の正体』、柏書房、2014年）、矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』（吉川弘文館、2014年）、谷徹也「秀吉死後の豊臣政権」（『日本史研究』617号、2014年）などがある。
- (3) 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（法蔵館、2003年）。
- (4) 前掲・阿部勝則「豊臣五大老・五奉行についての一考察」。
- (5) 前掲・堀越祐一「豊臣「五大老」・「五奉行」についての再検討－その呼称に関して－」。
- (6) 前掲・矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』（227～230頁）。
- (7) 前掲・桑田忠親「豊臣氏の五奉行制度に関する考察」。
- (8) 前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」。
- (9) 前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」。
- (10) 前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』。
- (11) 「備前の国主である宇喜多殿」（Ⅲ-5、293頁）について、訳者（東光博英氏訳）は「(秀家)」として

宇喜多秀家に比定しているが、この場合、宇喜多直家に比定すべきなので、この記載は宇喜多秀家に関する記載の初出にはならない。

- (12) 『鹿児島県史料・旧記雑録後編3』(鹿児島県、1983年、530頁)。
- (13) このほか、慶長5年7月17日に大坂三奉行が出した「内府ちかひの条々」(『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1019頁)では「景勝なにとかも無之に(後略)」(下線引用者)と記載され、「(慶長5年)7月17日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状写」(前掲『新修福岡市史』資料編、中世1、1020頁)では「今度景勝発向之儀」(下線引用者)と記載されていて、上杉景勝について殿付や様付をせずに呼び捨てで記されている。
- (14) 児玉幸多監修・新田完三編『内閣文庫蔵諸侯年表』(東京堂出版、1984年、226頁)。
- (15) 『史料綜覧』巻13(東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1982年覆刻、115頁)。
- (16) 前掲『史料綜覧』巻13(115頁)。
- (17) 新村出編『広辞苑(第六版)』(岩波書店、2008年、847頁、「訓育」の項)。この場合、「訓育」とは訳者による訳語であるので、その点を一定程度考慮したうえで、その意味を検討していることを御理解いただきたい。
- (18) 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動(天正10年6月以降)」、相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、2011年、79、112頁)。
- (19) 前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』(154、180頁)。中野等「石田三成の居所と行動」(前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、303頁)。
- (20) 近年では、秀次事件に関して、矢部健太郎氏が「『秀吉が秀次を切腹させた』ことを示す直接的な史料は、ただの一点も存在しない」(前掲・矢部健太郎『関ヶ原合戦と石田三成』、80頁)と指摘しているが、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』には、太閤秀吉が関白秀次を「殺害するように指図して」(I-2、275頁)と明記した記載があるので、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における秀次事件についての記載の検討もおこなうべきであろう。『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では、秀次事件について、上記の記載(I-2、275頁)以外に、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』(I-2、92~123頁)に詳細な記載がある。この中では「太閤様(引用者注：秀吉)は、やがて関白殿(引用者注：秀次)に対して関白殿の称号と天下を取ることを無理に断念させ、関白殿がその職を息子(引用者注：秀頼)に譲るようにさせるのが本意だった」(I-2、97頁)と記されていて、秀次事件の背景には秀吉にとって実子の秀頼が誕生したことにより、関白秀次の権力を剥奪して秀頼を自分(秀吉)の後継者にしようとした「本意」があった、としている。なお、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』においては、秀次事件に関して石田三成の関与は一切記されていない。
- (21) この場合、5月というのは、グレゴリオ暦の記載と考えられるので、グレゴリオ暦で1596年5月1日は和暦では慶長元年4月4日、1596年5月31日は和暦では慶長元年5月5日にあたる。よって、この場合の5月は和暦では慶長元年4月4日~同年5月5日にあたる。
- (22) 前掲『史料綜覧』巻13(118頁)。

- (23) 前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（154頁）では、前田玄以について、天正11年5月～同13年3月までは京都奉行、同13年3月～慶長5年9月までは京都所司代としている。よって、この伊藤氏の見解によれば、天正11年の時点では前田玄以は京都所司代ではなく、京都奉行であったことになる。
- (24) 『日本国語大辞典（第二版）』11巻（小学館、2001年、764頁、「副王」の項）。
- (25) 前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（154、180頁）。
- (26) 前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（180頁）。
- (27) ただし、前掲・伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（154、156頁）では、天正17年9月～同18年2月は浅野長政が京都所司代であり、同時期の京都所司代であった前田玄以に副えられた、と指摘している。この伊藤氏の見解によれば、浅野長政も京都所司代に就いた時期があったことになる。
- (28) 三鬼清一郎氏は『義演准后日記』慶長3年8月7日条に五奉行が「日本国中ノ儀」を申しつけられたという記事もあることから、五奉行は一定の専管事項をもつ存在だったと思われる、と指摘している（前掲・三鬼清一郎「五大老・五奉行制」、102頁）。この点では、日本側史料の内容と一致する。
- (29) 笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制－』（講談社、1994年、同書は後に講談社学術文庫として2008年に再刊）、笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、2007年）、小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』（新人物往来社、1999年）など。
- (30) ただし、「十名の奉行たち」（I-3、285頁）というように「奉行」が五大老・五奉行全員を指すケースもある（表1参照）。なお、「奉行」は反家康の二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・四奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家）を指すケースが多いが（表1参照）、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』の該当箇所の文脈上、上杉景勝を含める場合は、「奉行」が反家康の三大老（毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）・四奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家）を指すことになる（表1参照）。上杉景勝は慶長4年8月上旬以前に伏見を發ち、9月上旬までに国許（会津）へ到着し、同5年中は在国していた（尾下成敏「上杉景勝の居所と行動」、前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、267～268頁）。よって、本来は家康と対立したのは、反家康の三大老（毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝）・四奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家）であるが、同5年9月の関ヶ原の戦いに至る政治闘争・武力闘争（関ヶ原の戦いを含む）の過程において、上方における反家康勢力の「奉行」というのは、当時、在国していて上方にいなかった上杉景勝を除く二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）・四奉行（石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家）ということになる。
- (31) なお、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）についても「奉行」と記載されている点には注意する必要がある。
- (32) 前掲・阿部勝則「豊臣五大老・五奉行についての一考察」、前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」。
- (33) 前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」では、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第I期第3巻での検討（原語のラテン語による検討）により「ラテン語で日本の「年寄」にあたる言葉は、かなり私的なニュアンス（相談役にあたる人々）で用いられるが、それに該当する意味で石田ら年寄は認識されてはおらず、概して「gubernator」（長官・総督）「administrator」（行政官）「praefectus」（長官）等、中級～下級の役人として捉えられている」と指摘されている。この検討過程で対象とされた「奉行」の用

例については「政庁の奉行」等と訳される部分は同記録(引用者注:『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第3巻)に四ヶ所あるが(後略)」と記されているが、筆者(白峰)が検討したところでは、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第3巻における「奉行」の用例は95例あり(秀吉死去〔慶長3年8月〕直前～関ヶ原の戦い〔慶長5年9月〕に至る時期)、その中には五奉行の意味を持つ用例だけでなく、五大老の意味を持つ用例もある(本稿の表1参照)。よって、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第3巻における「奉行」の用例を原語(ラテン語)から検討する場合、前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」において検討された用例数では不十分であり、より多数の「奉行」の用例を原語(ラテン語)から検討する必要がある。また、筆者(白峰)が上記で指摘したように、「奉行」に大老の意味が含まれているということは、前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」で指摘されたように「奉行」の意味を「中級～下級の役人」というように限定してとらえることができないことを示している。

- (34) 前掲・堀越祐一「豊臣「五大老」・「五奉行」についての再検討-その呼称に関して-」。
- (35) 前掲・阿部勝則「豊臣政権の権力構造」において、大老の原語(ラテン語)について検討されたのは「五(大老)」(I-3、119頁)の一例のみである。この場合、「五(大老)」の(大老)は訳者(家入敏光氏訳)による補足であるので、厳密な意味では訳文における「大老」の用例には該当しない。よって『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第3巻における「大老」について原語(ラテン語)での検討をするためには、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第1期第3巻における、他の「大老」の用例を検討する必要がある。
- (36) こうした視点から、関ヶ原の戦い(武力闘争)に至る反家康の三大老・四奉行VS家康の権力闘争(政治闘争)を読み解くことも必要であろう。
- (37) 近年では、堀越祐一氏により、五大老の権限について再検討が加えられている。前掲・堀越祐一「知行充行状にみる豊臣「五大老」の性格」では、「「五大老」連署による充行状は実質的には秀頼の意を奉じた奉書というべきものであり、安堵が基本とされていた。(中略)「五大老」には領地給与権はなく、したがってかつて秀吉が保持していた主従制的支配権を「五大老」が継承したという認識も誤ったものと言える。「五大老」の権限は極めて限定的なものであったのであり、脇田修氏が述べたような「国政を掌握した五大老」というイメージも修正されるべきであろう。」と指摘されている。また、前掲・堀越祐一「豊臣五大老の実像」では、「突き詰めて考えると、平常時における五大老の役割とは、現状維持を旨とする知行安堵状を発することのみであった、ということになってしまうのです。このような実像が、従来想定されていた強大な権力を持つ五大老像と著しく異なるのは言うまでもないでしょう」、「五大老には実務的な権限というものがさほどなかったことは、すでに述べた通りです。儀礼的には厚遇されましたが、彼らは、権限については大きな制約を受けていたのです。」と指摘されている。こうした五大老についての通説的見解への見直しは、諸史料の検討により今後も継続していく必要があろう。
- (38) 同様の記載としては、「十名の統治者たち」(I-3、119頁)、「十名の高官」(I-3、333頁)という記載がある。

表 1

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』における「奉行」（五大老・五奉行、反家康の二大老・四奉行などを指す）等に関する記載のまとめ（秀吉死去〔慶長3年8月〕直前～関ヶ原の戦い〔慶長5年9月〕に至る時期）

【I-3】

頁数	原文（和訳文）での記載	「奉行」等の意味
107頁	太閤様（秀吉）はその後、 四奉行に五番目の奉行として浅野弾正（浅野長政） を加え、一同の筆頭とした。	五奉行
	次いで太閤様（秀吉）は、 奉行一同 が家康を目上に仰ぐよう（中略）と命じた。	五奉行
109頁	既述の 五奉行 の（後略）	五奉行
110頁	家康も 奉行たち も（後略）	五奉行か？
	国王（秀吉）は（中略） 二人の奉行 を召して次のように命じた。	五奉行か？
111頁	奉行たち が言うように（後略）	五奉行か？
	家康も 奉行たち も（後略）	五奉行か？
	奉行 とごく近親の者以外は誰も近づくことができず（後略）	五奉行か？
	日本の奉行たち は太閤様（秀吉）が亡くなると、伏見にいる工匠ならびに住民に対して（後略）	五大老・五奉行
112頁	朝鮮国へも家康と 奉行たち から二名の使者が派遣された。	五奉行か？
119頁	（秀吉は）家康に主君（秀頼）の後見役と、日本全土の統治を任せ、 その同僚として四名の重立った家老 を与えた。	五大老
	しかし彼（秀吉）は、 五大老の権力が強すぎはしないか と疑問を抱き、彼（秀吉）が大いなる榮譽へ抜擢した寵臣たちの中から 五（名） を選んだ。	五大老 五奉行
	重要な事項のすべてを家康とその四名の同僚に報告させることにした。	五大老
	後者の五（名） が日本国の統治者としての榮譽ある称号と名前を得ていた。	五奉行
	家康が頭となっていた後者（前者カ）の 五（名） が国家全体の鍵を掌握し（後略）	五大老
	太閤様（秀吉）の薨去後、 これら十名の統治者たち は心の大きいなる一致をもって（後略）	五大老・五奉行

120頁	日本国の統治者である治部少輔(石田三成)と浅野弾正(浅野長政)[彼ら(石田三成、浅野長政)は十名(の統治者たち)の中にあり、身分の高い者である]	五奉行 五大老・五奉行
125頁	国の統治において、家康の同僚であった四大老は(後略)	四大老
153頁	有力奉行の家康が(後略)	五大老
	有力奉行であり、一同からもっとも服従され、絶対君主であった家康	五大老
155頁	(毛利輝元は)有力な大老たちのうち内府様(家康)に次ぐ第二の人物である	五大老
168頁	奉行らの間で或る者(家康)が他の者よりもさらに強力である場合(後略)	五大老・五奉行
	両者(前田利長、上杉景勝)とも有力奉行であった。	五大老
	そしてより下級奉行には(中略)治部少輔(石田三成)がおり(後略)	五奉行の一人(石田三成)
209頁	甲斐守殿(黒田長政)が政庁に赴き奉行らとそこに留まって不在中は(後略)	五大老・五奉行か?
212頁	この頃、都では内府様(家康)と奉行らの間で造反や戦さが生じた。	反家康の二大老・四奉行 ^(注1)
	もし彼(黒田如水)が奉行らに味方すれば(後略)	反家康の二大老・四奉行
	またもし奉行らと対峙すれば(後略)	反家康の二大老・四奉行
	後者の国(豊後国)では大勢が奉行側にあり(後略)	反家康の二大老・四奉行
241頁	内府様(家康)は(中略)仲間をもつ奉行であるよりは(後略)	五大老
	(上杉)景勝は上級奉行の一人であるばかりか、日本でもっとも強大な諸侯の一人でもあって(後略)	五大老
242頁	(家康は)幼君(秀頼)並びにすべての財宝ともども、これを目下の三奉行に依託し(後略)	三奉行(増田長盛、長束正家、前田玄以)
	自分(家康)は三奉行を信頼しており(後略)	三奉行(増田長盛、長束正家、前田玄以)
	幾人かの奉行は内府様(家康)に従ったが、その歩みは緩慢であった。	反家康の三奉行(増田長盛、長束正家、前田玄以)の中の数人か?
	その一人(幾人かの奉行の中の一人)は(後略)	反家康の三奉行(増田長盛、長束正家、前田玄以)の中の一人か?

242頁	重立った奉行、および大坂にいた三名の奉行も彼らと合流し、彼らと一致団結し、内府様（家康）に敵対する立場を明らかにして（後略）	反家康の二大老・三奉行
244頁	内府様（家康）がこの城（大坂城）に参集の奉行たちとともに（後略）	五大老・五奉行か？
	奉行たちがこれらすべての者に対して人質を提供し（後略）	反家康の二大老・四奉行
245頁	奉行たちは、敵として彼らを殺すために（後略）	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちは、その同盟（家康に背反する同盟）が露見した当日に（後略）	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちが（細川忠興の）邸を包囲し（後略）	反家康の二大老・四奉行
248頁	諸奉行側の内府様（家康）に対する戦闘開始の経緯	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行はただちに同城（伏見城）を包囲して数度の攻撃を行なった。	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行はいっさいを焼き払い破壊しようと決意した。	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行はそのため、大量の材木をもって（後略）	反家康の二大老・四奉行
249頁	諸奉行は完全に天下の主となり、きわめて大きな権力を掌握するに至った。	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行は、ただちに内府様（家康）側の諸侯の他の諸城を攻囲し始めた。	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行は、内府様（家康）が政庁に帰還する道筋に（後略）	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行の軍兵が都にあって伏見城と戦っている間（後略）	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行の軍勢は、尾張の国を奪取することを企て（後略）	反家康の二大老・四奉行
250頁	諸奉行の軍勢の大多数は依然尾張の国に隣り合う伊勢の国にあって（後略）	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行の軍勢の動きがかくも緩慢である間に（後略）	反家康の二大老・四奉行
251頁	奉行たちが（中略）豊後の旧国主ドン・コンスタンチイノ（大友義統）を派遣していた。	反家康の二大老・四奉行
253頁	内府様（家康）と諸奉行両軍間の野戦	反家康の二大老・四奉行
	各自の軍勢を諸地方に分散させていた諸奉行は（後略）	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行の団結の悪さは知られていたが（後略）	反家康の二大老・四奉行
	諸奉行の側にとっては思いもよらぬことであった。	反家康の二大老・四奉行
	当初諸奉行の側にあった一部の諸将が（後略）	反家康の二大老・四奉行

253頁	武器を諸奉行側へ向けたのである。	反家康の二大老・四奉行
254頁	わずかの間に諸奉行の軍は総崩れとなり (後略)	反家康の二大老・四奉行
	内府様 (家康) はそこからさらに大坂に向かい (中略) 大坂で諸奉行の首長となり、自分のかつての地位について	前田玄以・増田長盛か? (注2)
255頁	自分 (島津義弘) が参加していた諸奉行の軍勢の潰走に接して (後略)	反家康の二大老・四奉行
280頁	奉行の一人であった治部少輔 (石田三成)	反家康の二大老・四奉行、 或いは、五奉行
285頁	太閤様 (秀吉) が自らの死に際して残した十名の奉行たちによる政府の形態を壊し (後略)	五大老・五奉行
	もし奉行たちがもっと有力であったなら (後略)	反家康の二大老・四奉行
	他方ではその奉行たちに、自分 (秀吉) が亡くなった後は (後略)	五大老・五奉行か?
	その奉行たちの企てを打ち砕き (後略)	反家康の二大老・四奉行
	その奉行たちも自分たち自身が何をしているのか判らぬまま (後略)	反家康の二大老・四奉行
287頁	太閤様 (秀吉) の死によって、諸奉行の時代に (後略)	五大老・五奉行
288頁	その数が多く、かつ意見が種々に分かれている奉行たちよりもいっそう容易に対処し得る (後略)	五大老・五奉行か?
	奉行の一人、浅野弾正 (浅野長政)	五奉行
289頁	奉行たちは彼 (明石掃部) を軍勢の先頭に立たせ (後略)	反家康の二大老・四奉行
305頁	日本国全土の奉行であった諸侯は、[年報で報告したように]、内府様 (家康) (中略) に対する同盟を互いに結び (後略)	反家康の二大老・四奉行
306頁	その一方は九名からなる国家の奉行たちが指揮し	反家康の三大老・四奉行 (注3)
	奉行の一人であった (上杉) 景勝と戦さをしていた。	反家康の三大老・四奉行 (注4)
	奉行側に味方していた者たちは、都へ通じるすべての街道を封鎖することを考え (後略)	反家康の二大老・四奉行
307頁	奉行たちは熟考し、そして互いに多くのことを議論している間に (後略)	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちの軍勢の優秀な部隊が、伊勢の国の近くで (後略)	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちの一派が考えながら戦さを行なっている間に (後略)	反家康の二大老・四奉行

308頁	奉行たちは同じ豊後の国へ、かつての豊後の国主フランシスコ（大友宗麟）の息子（大友義統）（中略）を遣わし、その領国（豊後国）の正統の国主として（後略）	反家康の二大老・四奉行 ^(注5)
309頁	或る国主たちは奉行たちの側に味方し（後略）	反家康の二大老・四奉行
	有馬殿（有馬晴信）と大村殿（大村喜前）は奉行たちから、自分の軍勢を率いて都へ来るよう勧められたが、彼らは奉行たちに従うどころか（後略） ^(注6)	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちは軍勢を美濃の国へ集結させる意図を少しも棄てず、それを実行した。	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちの相互間の意見の一致はいとも乏しく（後略）	反家康の二大老・四奉行
310頁	これまで奉行たちの味方と考えられていた何人かが（後略）	反家康の二大老・四奉行
	他の三名の諸侯が奉行たちの軍勢に対して武器を向けた。	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちの軍勢の中には、間もなく裏切行為のため（後略）	反家康の二大老・四奉行
	こうして短時間のうちに奉行たちの軍勢は打倒され（後略）	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちの軍勢が負けて敗走した後（後略）	反家康の二大老・四奉行
311頁	（毛利輝元は）公儀職の頭で、奉行頭のような役目を司っていた	反家康の二大老・四奉行
	彼（島津義弘）は奉行たちに味方して、戦闘では勇敢に戦ったが（後略）	反家康の二大老・四奉行
313頁	（小早川秀包は）奉行たちの派に味方したため（後略）	反家康の二大老・四奉行
330頁	内府様（家康）は、日本国の奉行たちに対する光栄ある勝利が（後略）	反家康の二大老・四奉行
331頁	もし日本国の奉行たちが勝利者となっていたら（後略）	反家康の二大老・四奉行
	すなわち彼（秀吉）は己が諸々の掟によって、日本国の奉行たちに対して（後略）	反家康の二大老・四奉行
	日本国の奉行たちによって、彼（秀吉）はこのようにされることに決めておいた	反家康の二大老・四奉行
	自分（秀吉）が決めた日本国の奉行たちを追放し位階を移し（後略）	反家康の二大老・四奉行
	奉行たちは薨去した太閤様（秀吉）とその息子（秀頼）を護るために（後略）	反家康の二大老・四奉行
332頁	（反家康の）盟約の重立った指揮者であった三名（石田三成、安国寺恵瓊、小西行长）の（後略）	石田三成、安国寺恵瓊、小西行长

333頁	彼（秀吉）が薨去して十名の高官が国家を統治している間（後略）	五大老・五奉行
334頁	国家の奉行たちよりはより依存し易い。	五大老・五奉行か？
335頁	日本の奉行側の軍の第一線で戦っていた人々の指揮者（後略）	反家康の二大老・四奉行
340頁	日本国の奉行側が守っていたものに対して大勝利を得た。	反家康の二大老・四奉行
349頁	彼（小西行長）は出陣して合戦に参加したが、奉行側の軍勢は（中略）非道なる裏切者たちの悪業によってごく短時間で敗北してしまった。	反家康の二大老・四奉行

【I - 4】

4頁	彼（家康）は奉行側に対して勝利を得た後（後略）	反家康の二大老・四奉行
6頁	奉行たちとの成功した戦さでは、内府様（家康）側に味方した（後略） ^(注7)	反家康の二大老・四奉行
31頁	内府様（家康）が奉行たちの軍勢（に対して）首尾よく行なった合戦において（後略）	反家康の二大老・四奉行
69頁	内府様（家康）が諸奉行の軍勢と戦って得たあの大勝利（後略）	反家康の二大老・四奉行
73頁	内府様（家康）は、諸奉行と交えた先の戦さの折に（後略）	反家康の二大老・四奉行
82頁	（秀吉）が下された命令を奉行たちが遵守させていた時代には（後略）	五大老・五奉行
107頁	太閤（秀吉）が残した奉行たちと、現在の統治者内府様（家康）との間におよそ二年前にあった先の戦さの後（後略）	反家康の二大老・四奉行
124頁	内府様（家康）の ^(ママ) （とカ）奉行たちの間にあった戦さの後（後略）	反家康の二大老・四奉行
155頁	内府様（家康）が彼（小早川秀秋）にこの国（備前国）を与えたのは、奉行たちとの戦さの折に（後略）	反家康の二大老・四奉行
	自分（小早川秀秋）を信頼していた奉行たちと敵対して戦った（後略）	反家康の二大老・四奉行
158頁	（伏見城は）戦さの時に奉行たちの軍勢によってすべて焼却されたために（後略）	反家康の二大老・四奉行
162頁	過ぐる戦さで奉行たちに味方したために内府様（家康）と和解するのに三千五百クルザードを支払った太閤様（秀吉）の旧臣（後略）	反家康の二大老・四奉行
165頁	彼（秀吉）が息子（秀頼）を委ねた奉行たちの一人である玄以法印（前田玄以）（後略）	五大老・五奉行、或いは、五奉行

167頁	奉行たちとの戦さにおいて大いなる働きをした	反家康の二大老・四奉行
------	-----------------------	-------------

【I-5】

16頁	(家康に対する) 諸奉行の戦さにおいて敗れたドン・アゴスチノ(小西行長)の(後略)	反家康の二大老・四奉行
17頁	現在の公方(家康)に対する諸奉行の戦さが生じた時に(後略)	反家康の二大老・四奉行
71頁	(家康に対する) 諸奉行の戦さ(中略)で敗北し(後略)	反家康の二大老・四奉行

【II-1】

166頁	今の日本の君主で公方となった内府(家康)に対する秀頼方からの攻撃という為政者間の戦さ(後略)	反家康の三大老・四奉行 ^(注8)
------	--	-----------------------------

【II-2】

197頁	太閤(秀吉)の命によりその息子秀頼に付された自分(家康)を含む後見人のうちのほかの三名を(家康が)打ち負かした例の戦さ(後略)	反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)
198頁	他の三人の後見役が彼(家康)の命をねらって陰謀を企てたのであり(後略)	反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)
204頁	三人の競争相手を易々と服従させ、天下の戦さで(後略)	反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)
206頁	内府(家康)との戦さで敗れた三人の奉行の息子たちが含まれていた。	増田長盛、他の2人は不詳 ^(注9)
215頁	内府(家康)が他の三人の後見人を倒して勝利者となり(後略)	反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)

【凡例】

表1における、I-3、I-4、I-5、II-1、II-2の各略称は以下のようになる。

I-3…松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』I期3巻〈慶長2～同5年〉(同朋舎出版、1988年)

I-4…松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』I期4巻〈慶長6～同9年〉(同朋舎出版、1988年)

I-5…松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』I期5巻〈慶長10～同12年〉(同朋舎出版、1988年)

II-1…松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』II期1巻〈慶長10～同18年〉(同朋舎出版、1990年)

II-2…松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』II期2巻〈慶長18～元和4年〉(同朋舎出版、1996年)

(注1) 本来は家康と対立したのは、反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家)であるが、同5年9月の関ヶ原の戦いに至る政治闘争・武力闘争(関ヶ原の戦いを含む)の過程において、上方における反家康勢力の「奉行」というのは、当時、在国して上方にいなかった上杉景勝を除く二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長束正家)ということになる。なお、上杉景勝は慶長4年8月上旬以前に伏見を発ち、9月上旬までに国許(会津)へ到着し、同5年中は在国していた(尾下成敏「上杉景勝の居所と行動」、

前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、267～268頁)。

- (注2) 反家康の二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長東正家)のうち、関ヶ原の戦い以後、大坂城に残って家康の指揮下に入った可能性があるのは前田玄以・増田長盛の2人のみである。
- (注3) この記載では「九名」としているのが、家康を除いた四大老・五奉行ということになるが、実際には反家康ではない前田利長(五大老の一人)・浅野長政(五奉行の一人)は除くべきなので、そうすると三大老・四奉行になる。
- (注4) この場合は、上杉景勝を含めるので三大老・四奉行になる。
- (注5) この場合の「奉行たち」というのは、松井康之(木付城代)に対して木付城明け渡しを命じた発給書状である「(慶長5年)8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状写」、「(慶長5年)8月4日付松井康之宛長東正家・石田三成・増田長盛・前田玄以連署状写」(図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』、八代市立博物館未来の森ミュージアム、1995年、170、171頁)を考慮すると、二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長東正家)であることがわかる。よって、「奉行たち」には大老も含まれることがこの点からも確認できる。
- (注6) この記載から、反家康の二大老・四奉行が、諸大名に対して軍勢を率いて上洛するように命じていたことがわかる。
- (注7) 「成功した戦さ」とは「勝利した戦さ」という意味と考えられる。
- (注8) 「為政者間の戦さ」という意味では、家康と対立したのは、反家康の三大老(毛利輝元・宇喜多秀家・上杉景勝)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長東正家)ということになる。
- (注9) 「内府(家康)との戦さで敗れた三人の奉行の息子たちが含まれていた。」(II-2、206頁)という文は大坂夏の陣に関する記載である。反家康の二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)・四奉行(石田三成・前田玄以・増田長盛・長東正家)の中で、その子が大坂夏の陣に参戦したのは、増田盛次(長盛の次男)が確認できるのみである。よって、この「三人の奉行」のうち増田長盛以外の2人についてはイエズス会宣教師の誤認である可能性が高い。

※表1の文中における網掛けは、表1の作成にあたり「奉行」等に関する記載について、筆者(白峰)がつけたものである。

※『十六・七世紀イエズス会日本報告集』では訳者が日本語訳の際に補足した注記が()内に記されているが、表1において『十六・七世紀イエズス会日本報告集』から文章を引用する場合は、その訳者の注記を省略して引用し、文脈上必要な場合は、筆者(白峰)が()として、独自に意味を補足した。